地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項に規定する随時監査について、茨城県監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に基づく報告を決定したので公表する。

令和3年9月30日

茨城県監査委員半村登同西野一同深谷一広同羽生健志

随時監査の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、随時監査の結果を茨城 県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項及び第5項に規定する随時監査について、「茨城県 監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 実施方針

県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項について必要に応じ随時に監査を実施する。

2 監査の対象機関及び監査実施日

所管部局名	監査実施機関名	監査実施日
保健福祉部	県立医療大学	令和3年6月18日

3 監査の実施内容

県立医療大学の職員が令和2年度の在籍当時、私的使用目的の物品を購入するため、支出に必要な書類の書き換えや偽造、虚偽の内部説明により手続を進め、公金を支出し、及び同職員が令和元年度から令和2年度までにおいて、私的使用目的の物品を大学名義で業者に発注し納品させた後、未払いのまま放置していた。

この事案に対し、「茨城県監査基準」に準拠し、財務に関する不正な事務の執行 状況について、関係書類等との照合をするとともに、職員からの事情聴取により監 査を行った。

第2 監査の結果

1 指摘事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
保健福祉部	県立医療大学	物品の購入において、経理担当職員が以下の不
		正な事務手続を行ったこと、また、組織として、
		内部統制が機能しなかったため、発覚まで長期間
		に渡り当該職員による不正行為が行われていたこ
		とは適切でない。
		(1)令和2年6月から令和3年3月までの間、
		私的使用を目的として、①業者からの見積書、
		納品書及び請求書の書き換え、②大学教員か
		らの物品修理要求書の偽造、③私的使用を目
		的とした物品を公用と偽った支出負担行為決
		議票及び支出票の作成、のいずれか又は複数
		の手法を用いて、県費で、計 44 件、2, 780, 746
		円の物品を購入していた。
		(2) 令和元年度から令和2年度までの間、私的
		使用を目的として、計 86 件、12,265,168 円の
		物品を大学名義で業者に発注し納品させた後、
		未払いのまま放置していた。

2 意見

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
保健福祉部	県立医療大学	職員が、物品の購入において、多数かつ多額の
		不正な事務処理を行っていたことは、県民からの
		行政に対する信用を著しく失墜させる行為であ
		り、極めて遺憾である。今後は、特に支出負担行
		為時の審査や納品時の検査にあたり、内部統制の
		強化を図られ、再発防止に努められたい。

※指摘事項:事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要がある

と認められる事項

※意見 :組織及び運営の合理化に資すると認められる事項